

有市防第102号

令和7年7月28日

小豆島自治会

会長 児嶋 英比児 様

有田市長 玉木 久登

有田市エネルギー価格高騰対策支援金交付（不交付）決定通知書

令和7年5月27日付けで交付申請のあった有田市エネルギー価格高騰対策支援金については、有田市エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 750,000 円

2 不交付の理由 —

3 交付の条件

（1）次のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 支援金の交付決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）に要する経費の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

イ 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（2）交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（3）支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

（4）以上のほか、有田市補助金等交付規則及び有田市エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱の定めに従うこと。